

福島県西郷村MS発電所計画(太陽光発電所)に係る環境影響評価方法書
に対する意見

1 総括的事項について

(1) 環境影響評価を実施する際には、可能な限り最新の知見及び評価手法を採用すること。

また、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。

(2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

(3) 土地造成、太陽光パネル設置等の事業計画について環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に具体的に示すこと。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気環境

ア 対象事業実施区域及びその周辺の住居の立地状況、季節ごとの風向の状況を踏まえて、資材運搬車両、重機等の稼働による大気質への影響について予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域及びその周辺の住居の立地状況を踏まえて、資材運搬車両、重機等の稼働による騒音、振動の影響について予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

ア 降雨の影響について予測及び評価を十分に行い、適切な雨水時対策及び濁水対策を検討すること。

イ 対象事業実施区域に工事事務所、休憩所等を設置する場合は、生活排水対策を適切に実施すること。

(3) 動植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな地域であり、希少な生物が生息している可能性があるため、動植物及び生態系について調査、予測及び評価を十分に行い、適切な環境保全措置を検討すること。

イ 鳥類については、夜間調査を実施すること。

ウ 猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改定版）（平成24年12月 環境省自然環境局野生生物課）」に基づき、対象事業実施区域周辺も含め調査を実施すること。

エ 魚類及び底生生物の調査地点については、対象事業実施区域の黒川支流の上流側に比較対照地点を設定すること。

(4) 景観

太陽光発電施設設置において自然景観を極力損なわないよう、景観の保全に十分に配慮すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺は年間を通して人と自然との触れ合いの活動の場となっていることから、工事計画の策定及び実施にあたっては、これらの活動に対する影響がないようにすること。

(6) 廃棄物

伐採木や残土など、工事で発生する廃棄物等の処理について、資源化する場合は、その量や割合、用途を具体的に準備書に記載すること。

また、事業廃止後の太陽光パネル等の処理方法等についてもあらかじめ検討し、準備書に記載すること。

3 その他

(1) 対象事業実施区域周辺で過去に土砂崩れや洪水等の災害が発生しており、かつ砂防指定区域、土石流危険箇所、急傾斜危険箇所が存在するので、災害対策等に万全を期すこと。

(2) 当該施設の設置から運用の全期間を通じ、可能な限り環境負荷が低減される施設となるよう設備の十全な維持管理に努めること。

(3) 意見に関する措置等を講じるにあたっては、必要に応じ関係機関等と協議すること。

